

都幾川村・玉川村合併協議会

第 1 回会議資料

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日（金曜日） 午後 2 時

玉川村中央公民館 2 階

第 1 回都幾川村・玉川村合併協議会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状の交付及び委員等の紹介

4 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 1 号 都幾川村・玉川村合併協議会規約の制定について
- 報告第 2 号 都幾川村・玉川村合併協議会幹事会規程の制定について
- 報告第 3 号 都幾川村・玉川村合併協議会事務局規程の制定について
- 報告第 4 号 都幾川村・玉川村合併協議会財務規程の制定について
- 報告第 5 号 都幾川村・玉川村合併協議会設置に関する協議書等について

(2) 協議事項

- 協議第 1 号 都幾川村・玉川村合併協議会会議運営規程について
- 協議第 2 号 都幾川村・玉川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 協議第 3 号 平成 1 6 年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画について
- 協議第 4 号 平成 1 6 年度都幾川村・玉川村合併協議会予算について
- 協議第 5 号 都幾川村・玉川村合併協議会協定項目について
- 協議第 6 号 合併協定項目の協議方針について
- 協議第 7 号 協定項目 1 合併の方式について
- 協議第 8 号 協定項目 2 合併の期日について
- 協議第 9 号 協定項目 5 新町建設計画策定方針について
- 協議第 1 0 号 第 2 回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日について

5 その他

6 閉 会

報告第 1 号

都幾川村・玉川村合併協議会規約の制定について

都幾川村・玉川村合併協議会規約

(設置)

第 1 条 都幾川村及び玉川村（以下「2 村」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第 2 条 この協議会は、都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(担任する事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 2 村の合併に関する協議
- (2) 法第 5 条の規定に基づく新町建設計画の作成
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、2 村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第 4 条 協議会の事務所は、比企郡都幾川村大字桃木 32 番地に置く。

(組織)

第 5 条 協議会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 2 村の長（次条第 1 項の規定により会長となった者を除く。）
- (2) 2 村の議会の議長及び議員 6 人以内
- (3) 2 村の助役及び教育長 4 人以内
- (4) 2 村の長が協議して定めた学識経験を有する者 9 人以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 会長及び副会長は、2 村の長の協議により、前条第 1 項の規定により委員となるべき者の中から、会長 1 人、副会長 1 人を選任する。

2 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監事)

第 7 条 協議会に監事 2 人を置く。

2 監事は、2 村の長の協議により、2 村の監査委員の中から選任し、会長が委嘱する。

(会議)

第 8 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 9 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 10 条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、2 村の長が任命した者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 12 条 協議会に要する経費は、2 村が均等に負担する。

(監査)

第 13 条 協議会の出納は、監事が監査する。

2 監事は、前項の規定により監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 15 条 委員及び監事は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会廃止の場合の措置)

第 16 条 協議会を廃止した場合においては、協議会の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

報告第 2 号

都幾川村・玉川村合併協議会幹事会規程の制定について

都幾川村・玉川村合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、都幾川村・玉川村合併協議会規約（以下「規約」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、都幾川村・玉川村合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 幹事会は、都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示により、次に掲げる事項について、協議又は調整する。

- (1) 協議会に提案する事項
- (2) その他会長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 幹事会の幹事は、規約第 1 条で規定する 2 村の助役、収入役及び課長級にある者の中から、それぞれ 5 人以内をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(幹事長及び副幹事長)

第 4 条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 幹事会は、会長の要請を受け、又は幹事長が必要に応じて、会議を開催する。

- 2 幹事長は、会議の議長となる。
- 3 幹事長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(会議録の作成)

第 6 条 幹事長は、会議経過等必要な事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(報告)

第 7 条 幹事長は、会議の協議経過及び結果について、会長に報告する。

(庶務)

第 8 条 幹事会の庶務は、規約第 11 条第 1 項に規定する事務局において処理する。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

報告第3号

都幾川村・玉川村合併協議会事務局規程の制定について

都幾川村・玉川村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、都幾川村・玉川村合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項の規定に基づき、都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 前条の事務を分掌させるため、事務局に次の班を置く。

- (1) 総務班
- (2) 計画調整班

2 前各号に規定する班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局職員は、事務局長の指揮監督を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する事項の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要であると判断する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結及び現金、物品の出納に関すること。ただし、30万円以下のものに限る。
- (2) 職員の休暇、時間外勤務命令及び出張命令に関すること。
- (3) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第 8 条 事案を処理する場合の起案は、別記様式の起案用紙を用いて行う。

2 文書の整理、保管及び編さんについては、ファイリングシステムにより取り扱う。

3 前 2 項に定めるもののほか、事務局における文書の収受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長の属する村の文書の取扱いの例による。

(情報公開の取扱い)

第 9 条 協議会が保有する情報の公開については、会長の属する村の情報公開の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第 10 条 協議会の公印は、会長印及び事務局長印とし、その名称、ひな形、書体及び印材、寸法、個数、使用区分並びに保管責任者は、別表第 2 のとおりとする。

(職員の服務)

第 11 条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ所属の村である都幾川村及び玉川村（以下「 2 村」という。）の例による。

(給与)

第 12 条 職員の給与（時間外勤務手当等を含む。）については、それぞれ 2 村の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する村の例により協議会が支給する。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

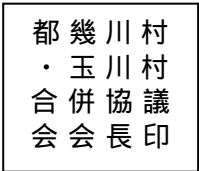
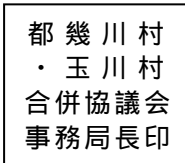
附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

担 当 名	分 掌 事 務
総 務 班	1 協議会の庶務、予算及び会計に関すること。 2 合併の諸手続に関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 幹事会の会議に関すること。 5 広報及び情報提供に関すること。 6 協議会人事に関すること。 7 報酬等の支給に関すること。 8 合併の方式に関すること。 9 合併の期日に関すること。 10 新町の名称に関すること。 11 新町の事務所の位置に関すること。 12 前各号に定めるもののほか、他の担当に属さないこと。
計画調整班	1 新町建設計画に関すること。 2 新町の予算編成に関すること。 3 住民説明会に関すること。 4 協議会の年次計画及び全体計画に関すること。 5 合併協定項目の取扱いに関すること（総務班が分掌する合併協定項目を除く。）。

別表第 2 (第 1 0 条関係)

公印の名称	ひな形	書体 及び 印材	寸法 (ミメ-トル)	個 数	使用区分	保管責任者
都幾川村・玉川村 合併協議会会長 印		てん 書 木印	方 24	1	会長名をも って発送す る文書	事務局長
都幾川村・玉川村 合併協議会事務 局長印		てん 書 木印	方 21	1	事務局長名 をもって発 送する文書	事務局長

別記様式

都幾川村・玉川村合併協議会起案書

起 案	平成	・	・	施行予定	平成	・	・
決 裁	平成	・	・	施 行	平成	・	・
件 名							
次のとおり、							
としてよいかわかります。							
します。							
会 長							
副会長							
幹事長							
事務局長							
班							
起案者（事務局）							
班							
合議・審査							
内容							
施行上の 取 扱 い	親展	至急	例規	公印省略	郵便	直接	ファクシミリ
公開区分	非公開理由等	第 1 ガイド					
1 公 開		第 2 ガイド					
2 非 公 開		第 3 ガイド					
		個別フォルダー					
		保 存（保管）年 限					保管上の取り扱い
		永 年					

報告第4号

都幾川村・玉川村合併協議会財務規程の制定について

都幾川村・玉川村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、都幾川村・玉川村合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、都幾川村及び玉川村（以下「2村」という。）からの負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを2村の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算において補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める金融機関に、これを預け入れる等、安全かつ確実な方法で管理しなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

(予算の流用及び予備費の充用)

第7条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の属する村の例により行う。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算の承認を得たときは、当該決算書の写しを2村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する村の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる文書を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な文書

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 運営費	1 会議費
	2 事務費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費

報告第 5 号

都幾川村・玉川村合併協議会設置に関する協議書等について

都幾川村・玉川村合併協議会設置に関する協議書

都幾川村及び玉川村（以下「2村」という。）は、都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）の設置について、平成16年10月に開催された2村の議会において議決を経たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、協議会を設置するものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、2村の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成16年11月1日

埼玉県比企郡都幾川村大字桃木32番地

都幾川村

都幾川村長 大 澤 堯

印

埼玉県比企郡玉川村大字玉川2490番地

玉川村

玉川村長 関 口 定 男

印

都幾川村・玉川村合併協議会規約に関する協議書

都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）規約（以下「規約」という。）第5条第4号、第6条第1項、第7条第2項に規定する内容については、次のとおりとする。

1 学識経験を有する者

規約第5条第4号に規定する学識経験を有する者は、次のとおりとする。

区 分	分 野	人 数	計
都幾川村長、玉川村長がそれぞれ指名する学識経験を有する者	区 長 会 農 林 業 商 工 会 青 年 福 祉 教育など	左記の各分野から、各村4人ずつ	8人
埼玉県職員		1人	1人
合 計			9人

2 会長及び副会長

規約第6条第1項に規定する会長及び副会長は、次のとおりとする。

（1）会長は、玉川村長とする。

（2）副会長は、都幾川村長とする。

3 監事

規約第7条第1項に規定する監事は、同条第2項により次のとおり選任する。

都幾川村代表監査委員

玉川村代表監査委員

4 事務局職員

規約第11条に規定する協議会の事務に従事する職員（以下「職員」という。）は、専任とし、次のとおりとする。

町村名	職 員 の 職 及 び 人 数	
都幾川村	課長級、係長級、主任級	3人
玉川村	係長級、主事級	2人
合 計		5人

5 内容の変更

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わす。

6 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、都幾川村及び玉川村（以

下「2村」という。)の長が協議して定める。

7 協議の発効

この協議は、平成16年11月1日から効力を発する。

8 協議の失効

この協議は、協議会を廃止した時、その効力を失う。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、2村の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成16年11月1日

埼玉県比企郡都幾川村大字桃木32番地

都幾川村

都幾川村長 大 澤 堯

印

埼玉県比企郡玉川村大字玉川2490番地

玉川村

玉川村長 関 口 定 男

印

都幾川村・玉川村合併協議会委員の身分等の取扱い
に関する協議書

都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）規約（以下「規約」という。）第5条第4号による委員（以下「当該委員」という。）の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

1 身分等

当該委員は、協議会委員の委嘱をもって、当該委員を指名した村長が属する村（以下「当該村」という。）の非常勤の職員に任命されたものとみなす。

2 公務災害補償制度の適用

当該委員の公務災害及び通勤災害については、当該村の公務災害補償制度を適用し、かつ、当該村において対応（公務災害の発生に伴い必要となる認定委員会、災害補償その他公務災害に関する費用負担を含む。）する。

3 報酬及び費用弁償

規約第15条により当該委員に対し、報酬及び費用弁償の支給があった場合、これらを当該村において定められた、非常勤職員に対する報酬及び費用弁償が支給されたものとみなす。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、都幾川村及び玉川村の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成16年11月1日

埼玉県比企郡都幾川村大字桃木32番地

都幾川村

都幾川村長 大 澤 堯

印

埼玉県比企郡玉川村大字玉川2490番地

玉川村

玉川村長 関 口 定 男

印

協議第 1 号

都幾川村・玉川村合併協議会会議運営規程について

都幾川村・玉川村合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

別 紙

都幾川村・玉川村合併協議会会議運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、都幾川村・玉川村合併協議会規約第9条第3項の規定に基づき、都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努める。

2 会議は、計画的に開催する。

（会議の開閉等）

第3条 会議の開閉は、議長が宣告する。

2 協議会の委員は、議長の許可を得た後、発言する。

（表決）

第4条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

（会議録の作成等）

第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項

(4) 会議経過

(5) その他議長が必要と定めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付する。

3 会議録は、議長が指名した2人以上の委員の署名を受け、保管する。

4 会議録は、前項の署名を受けた日をもって確定する。

（会議録等の公開）

第6条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。

2 前項の規定による公開は、会議録等が確定した日後に、協議会の会長が別に定める方法により行うものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

2 前項ただし書により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決定するものとする。

3 傍聴者は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（傍聴者の定員等）

第8条 傍聴者は、一般傍聴者及び報道関係者とする。

2 一般傍聴者の定員は、30人以内とする。ただし、協議会会長は会場の都合により、定員の数を変更することができる。

(傍聴の手続)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、都幾川村・玉川村合併協議会会議傍聴届(様式第1号)に住所及び氏名を記入の上、協議会の事務局(以下「事務局」という。)に提出し、傍聴証(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に交付する。

3 傍聴を終え退場するときは、傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、ナイフ、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼり、鉢巻、腕章(報道関係者である旨を表示するものを除く。)、ヘルメット等を着用又は携帯している者
- (3) 拡声器、笛、ラッパ、無線機、ラジオ、録音機、カメラ類を携帯している者(ただし、撮影又は録音することにつき、あらかじめ議長の許可を受けた報道関係者を除く。)
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第11条 会議を傍聴する者は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議での発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話の電源を切ること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第12条 傍聴者は、事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴者が第11条の規定に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(規律)

第14条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月12日から施行する。

受付番号：

平成 年 月 日

都幾川村・玉川村合併協議会会議傍聴届

都幾川村・玉川村合併協議会会議運営規程第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり届出いたします。

記

住 所	
氏 名	
備 考	

傍 聴 証

第 号

都幾川村・玉川村合併協議会

協議第 1 号参考資料

会議録署名人の指名について

協議会	2号委員から 1 名	4号委員から 1 名
第 1 回	玉川村	都幾川村
第 2 回	都幾川村	玉川村
第 3 回	玉川村	都幾川村
第 4 回	都幾川村	玉川村
第 5 回	玉川村	都幾川村
・	・	・
・	・	・
・	・	・

以降繰り返し。

協議第 2 号

都幾川村・玉川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
について

都幾川村・玉川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、次の
とおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

都幾川村・玉川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、都幾川村・玉川村合併協議会規約（以下「規約」という。）第 1
5 条第 2 項の規定に基づき、都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）
の委員及び監事（以下「協議会委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額、並びに
支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 協議会委員等の報酬額は、日額 5 , 6 0 0 円とする。ただし、規約第 5 条第 1
項第 1 号から第 3 号に規定する委員及び第 4 号の委員のうち埼玉県職員については、
これを支給しない。

(費用弁償の額)

第 3 条 協議会委員等が協議会の会議等に出席したときの費用弁償は、日額 2 , 2 0 0
円とする。ただし、規約第 5 条第 1 項第 1 号、第 3 号に規定する委員並びに第 4 号の
委員のうち埼玉県職員については、これを支給しない。

2 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、会長の属する村の特
別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 1 年条例第
6 号）により、費用弁償として旅費を支給する。

(補則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な
事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日から施行する。

協議第 3 号

平成 1 6 年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画について

平成 1 6 年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

平成 1 6 年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画

- 1 協議会の開催
協議会の開催は、月 2 回程度とする。
- 2 協議会だよりの発行
月 1 回程度とする。
- 3 協議会ホームページの開設・運営
更新は随時とする。
- 4 新町建設計画の策定
- 5 事務事業一元化業務
- 6 県へ合併申請（平成 1 7 年 3 月末日まで）
- 7 その他
国・県との連絡調整
その他、必要な事項

協議第 3 号参考資料

合併協議会参考スケジュール

月	合併協議会・手続	新町建設計画策定
16.11	法定協議会設置	
12	新町建設計画(案)確定	計画(案)の県事前協議
17.1	町制施行事前協議	計画(案)の県事前協議回答
	新町建設計画決定	計画の県正式協議
2	新町建設計画概要版全戸配布	計画の県正式協議回答
	新町建設計画確定、協定項目協議終了	
3	合併協定調印式	
	合併議決	
	県へ合併申請	
4		
7	県議会議決 総務大臣届出	
8	官報告示	
18.2~	新町誕生(合併)	

約
1
ヶ月

約
2
週間

住民への
合併準備
の周知

約
1
ヶ月

協議第 4 号

平成 16 年度都幾川村・玉川村合併協議会予算について

平成 16 年度都幾川村・玉川村合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,001 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項目節の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

平成 16 年 11 月 12 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
1 負担金			14,000	0	14,000			
	1 負担金		14,000	0	14,000			
		1 負担金	14,000	0	14,000	1 負担金	14,000	都幾川村負担金 7,000 玉川村負担金 7,000
2 諸収入			1	0	1			
	1 諸収入		1	0	1			
		1 諸収入	1	0	1	1 預金利子	1	
計			14,001	0	14,001			

歳 出

(単位：千円)

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
1 運営費			6,258	0	6,258			
	1 会議費		2,439	0	2,439			
		1 会議費	2,439	0	2,439	01報酬	672	委員報酬
						09旅費	462	委員費用弁償
						11需用費	45	食糧費
						12役務費	1,260	会議録作成手数料
	2 事務費		3,819	0	3,819			
		1 事務費	3,819	0	3,819	09旅費	66	職員旅費
						11需用費	1,029	消耗品費 924
								印刷製本費 105
						12役務費	57	通信運搬費
						14使用料及び賃借料	2,641	事務機器使用料
						18備品購入費	26	事務用備品
2 事業費			7,450	0	7,450			
	1 事業推進費		7,450	0	7,450			
		1 事業推進費	7,450	0	7,450	11需用費	1,575	印刷製本費
						13委託料	5,775	例規整備支援 建設計画策定支援 ホームページ作成業務
						14使用料及び賃借料	100	ホームページ使用料
3 予備費			293	0	293			
	1 予備費		293	0	293			
		1 予備費	293	0	293	予備費	293	予備費
計			14,001	0	14,001			

協議第 5 号

都幾川村・玉川村合併協議会協定項目について

都幾川村・玉川村合併協議会協定項目について、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

別 紙

都幾川村・玉川村合併協議会協定項目

基本的な協定項目		
番号	協定項目	協議内容
1	合併の方式	合併の方式については、新設合併と編入合併のいずれを選択するか協議する。
2	合併の期日	合併するために、2村議会や県議会の議決、総務大臣への届出、告示等の手続に一定の期間を要する。また、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時の事務処理、引継の準備期間等を総合的に勘案し、合併の期日について協議する。
3	新町の名称	新設合併の場合、現在の2村の法人格はすべて同時に消滅し、新たな町として一つの法人格が発生するため、新しい町の名称を協議する。
4	新町の事務所の位置	新設合併の場合、新たに事務所の位置について協議する。

合併特例法に規定されている協定項目		
番号	協定項目	協議内容
5	新町建設計画	新町建設計画は、合併後の将来に関するビジョンを示し、新町のマスタープランとしての役割を果たすものである。作成に当たっては、2村のそれぞれの基本構想を踏まえ、協議し作成する。 (計画に位置付けられた事業に対し、国・県の財政措置が受けられる) (合併特例法第5条に規定)
6	地域自治組織の取扱い	地域審議会(合併特例法第5条の4)、特例による地域自治区(同第5条の5)、合併特例区(同第5条の8)の設置の有無及び構成員の定数、任期等を協議する。
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	新設合併の場合、2村の議会議員はすべて失職し、新町の法定数による設置選挙を行うのか、合併特例法で定める議会議員の激減緩和的な特例措置を選択するのか、協議する。 (合併特例法第6条及び第7条に規定)
8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	新設合併の場合、農業委員会委員はすべてその身分を失うのが原則であるが、合併特例法等に定数ないし任期の特例措置が定められており、どの方法を選択するか協議する。 (合併特例法第8条に規定)
9	一般職の職員の身分の取扱い	新設合併の場合、一般職員は身分を失うこととなるが、合併特例法により引き続き新町の職員としての身分を保有するように措置しなければならないため、新町発足後の任用制度、給与及び勤務条件等について協議する。 (合併特例法第9条に規定)

10	地方税の取扱い	住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税について、税目によって税率が異なっている場合もあることから、住民負担の均衡を欠くことのないように、均一課税か不均一課税かを協議する。 (合併特例法第10条に規定)
----	---------	--

その他の協定項目		
番号	協定項目	協議内容
11	財産の取扱い	2村が持っている財産(土地、建物、債権、債務等)の新町への引継についての調整方針を協議する。
12	特別職の職員の身分の取扱い	新設合併の場合、2村の特別職の職員はすべて失職し、新町で新たに選挙、選任されることとなる。特別職の職員の身分取扱いについての調整方針を協議する。
13	条例、規則等の取扱い	新設合併の場合、2村の法人格が消滅するため、条例、規則はすべて失効するので、新町の条例、規則の制定についての調整方針を協議する。
14	事務組織及び機構の取扱い	新設合併の場合、条例や規則に基づいて合併後の事務執行に支障がないように、また、効率的な行政運営につながる組織や機構の整備についての調整方針を協議する。
15	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合の廃止、脱退及び加入の手続や規約変更の手続等についての調整方針を協議する。
16	使用料、手数料等の取扱い	使用料、手数料の種類、金額、徴収方法等を円滑に移行できるようにするための調整方針を協議する。
17	公共的団体等の取扱い	2村にある商工会、事業団等の公共的活動を営む団体は、新町としての一体感を醸成する上からも統合されることが理想的であり、これらの団体への働きかけ等についての調整方針を協議する。
18	補助金、交付金等の取扱い	補助金、交付金等は、その必要性、公平性等の観点から内容を検討し、従来からの経緯、実情等に配慮のうえ、調整方針を協議する。
19	字名の取扱い	字名は、地域の歴史や文化により住民の愛着があるため、従来のまま存続される場合が多いようである。こうしたことを踏まえ、新町の字名についての調整方針を協議する。 (字の区域設定・変更は議会の議決を経て、知事に届出が必要)

20	慣行の取扱い	町章、町民憲章、町の花、木、鳥、各種宣言、各種行事等の慣行の取扱いについての調整方針を協議する。
21	行政区（行政連絡機構）の取扱い	行政の円滑な運営に資するために設置している補助機関としての行政区（行政連絡機構）の取扱いについての調整方針を協議する。
22	各種事務事業の取扱い	2村で実施している各種事業については、合併に伴い住民に直接大きな影響を与えるものや多額の経費を要するものについて、これまでの経緯、実情を考慮し、急激な変化を及ぼすことのないよう、また、住民サービスの低下につながらないよう留意し、合理化、効率化を図るための方針を協議する。
-1	人権政策事業	人権政策推進についての調整方針を協議する。
-2	女性政策事業	男女共同参画社会を目指す行動計画等の調整方針を協議する。
-3	電算システム事業	住民サービスの維持、向上を前提に、住民情報・税務・福祉等新町発足時に混乱を起こさないよう、既存の電算システムの統合、新システムの構築についての調整方針を協議する。
-4	情報公開、個人情報保護制度	情報公開、個人情報保護制度については、住民のプライバシー保護等重要な制度であり、新町において統一した取扱いが図られるよう調整方針を協議する。
-5	広報広聴事業	新町の広報手段や、新しいまちづくりについての意見を聞く広聴手段についての調整方針を協議する。
-6	国際交流、広域交流事業	従前の実情を踏まえて、継続して事業を実施するなどの調整方針を協議する。
-7	消防、防災事業	地域防災計画等は、新町において速やかに策定することが必要であるため、消防、防災体制等の整備についての調整方針を協議する。新町において災害等への的確な対応が行われるよう、消防団の組織等について協議する。
-8	交通対策事業	住民生活の安全確保の観点から、放置自転車対策、公共交通対策についての調整方針を協議する。
-9	住民窓口業務	住民サービス向上の観点から、住民窓口業務の取扱いについての調整方針を協議する。
-10	国民健康保険事業	国民健康保険事業については、2村が保険者となって運営しており、保険税率等も2村で異なる場合があるため、保険税率や納付期日の取扱い等についての調整方針を協議する。

- 1 1	介護保険事業	保険料、納期等の統合について協議する。
- 1 2	保健、医療事業	成人、母子保健事業や予防対策事業など住民生活に極めて密接に関係した重要な事業であるため、急激な変化を及ぼすことのないよう事業の調整方針を協議する。
- 1 3	障害者福祉事業	国等の制度に基づいて実施している事業は新町へ引き継ぎ、障害者の社会参加に係る事業等は統合または再編し、充実に努めるための調整方針を協議する。
- 1 4	高齢者福祉事業	国等の制度に基づいて実施している事業は新町へ引き継ぎ、老人保健福祉計画を再編し、保健福祉制度の充実に努めるための事業の調整方針を協議する。
- 1 5	児童福祉事業	国等の制度に基づいて実施している事業は新町へ引き継ぎ、各種事業等については、統合または再編し充実に努めるための事業の調整方針を協議する。
- 1 6	保育事業	国等の制度に基づいて実施している事業は新町で引き継ぎ、保育料、保育事業の取扱いについての調整方針を協議する。
- 1 7	ごみ処理事業	ごみ収集については、処理や再利用の方法に配慮しながら、一般廃棄物の量及び質に対応した適正な処理が行える体制整備などの調整方針を協議する。
- 1 8	環境対策事業	公害監視業務等の環境対策事業については、住民生活の安全、安心に資するための事業の調整方針を協議する。
- 1 9	農林水産業振興事業	同一または類似する事業は農林水産事業の振興が図られるよう統合または再編等についての調整方針を協議する。
- 2 0	商工、観光事業	同一または類似する事業は商工、観光事業の振興が図られるよう統合または再編等についての調整方針を協議する。
- 2 1	勤労者、消費者関連事業	勤労者の支援及び消費者保護の観点から、事業の調整方針を協議する。
- 2 2	道路、河川事業	交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路網の整備や河川改修、維持管理体制の整備についての調整方針を協議する。
- 2 3	都市計画事業	新町の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発等についての調整方針を協議する。

-24	水道事業	水道事業については、新町における使用料、加入金、分担金等の調整や給水区域、事業会計、基金等についての調整方針を協議する。
-25	下水道事業等	下水道事業等については、新町における処理方法、区域等についての調整方針を協議する。
-26	学校教育事業	教育環境の充実を図るため、施設の整備、通学区域、給食、就学援助等についての調整方針を協議する。
-27	生涯学習事業	住民の生活文化振興のため、学習機会、情報提供等の環境整備についての調整方針を協議する。
-28	文化財保護事業	文化財の調査、保存、活用及び整備等についての調整方針を協議する。
-29	コミュニティ事業	住民活動の高揚に資するため、従来からの経緯、実情を考慮しながら、新町において引き続き推進していけるような事業等についての調整方針を協議する。

基本的な協定項目……………	4項目
合併特例法に規定されている協定項目……………	6項目
その他の協定項目……………	40項目
合計……………	50項目

協議第 6 号

合併協定項目の協議方針について

合併協定項目の協議方針について、次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 12 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

合併協定項目の協議方針

1 基本的な考え方

(1) 対等・平等の精神

都幾川村及び玉川村の立場を尊重しあい、お互いに対等・平等の立場で、協議・調整する。

(2) 活力あるまちづくり

地域がもつそれぞれの特色を発揮し合い、活力ある地域を目指し協議・調整する。

(3) 行政サービスの統一

原則として、合併前の 2 村の行政サービスのうち高水準にある制度を基準に統一するが、地域の特色などから統一化が難しい課題に関しては、住民生活に急激な変化をもたらさないよう協議・調整する。

2 調整方針

(1) 一体性確保の原則

新町に移行する際、住民生活に支障をきたさないように、速やかな一体性の確保に努める。

(2) 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

(3) 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

(4) 健全な財政運営の原則

新町において、健全な財政運営に努める。

(5) 行政改革推進の原則

効率的な行政運営が行えるよう事務事業の見直しに努める。

協議第 7 号

協定項目 1 合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

合併の方式については、都幾川村及び玉川村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

協定項目 1 参考資料

新設合併と編入合併の相違点		
分 類	新 設 合 併	編 入 合 併
合併市町村の名称	・ 合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	・ 編入をする市町村の名称となる。
事務所の位置	・ 合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定。	・ 編入をする市町村の事務所の位置となる。
財産及び公の施設の取扱い	・ 新市町村が引き継ぐ。	・ 編入する市町村が引き継ぐ。
議会議員の定数及び任期の取扱い	< 原則 > ・ 合併関係市町村の議員は、その身分を失う。 ・ 地方自治法に定める定数を超えない範囲で条例で定める定数の議員選挙を行い任期は選挙の日から 4 年。 < 特例 > ・ 合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の 2 倍までの議員を置くことができる。(定数特例制度) - 合併関係市町村の議会の議員で、新市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、全員、2 年以内の間引き続き在任できる。(在任特例制度)	< 原則 > ・ 編入をする市町村の議員は、そのまま在任し、編入される市町村の議員はその身分を失う。(但し、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定める議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。) ・ 任期は、編入をする市町村の議員の残任期間。 < 特例 > ・ 合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 編入をする市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。(定数特例制度) - 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入をする市町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。(在任特例制度) なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。
農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	< 原則 > ・ 合併関係市町村の委員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。 < 特例 > ・ 合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人～80人の範囲で1年以内の間在任できる。	< 原則 > ・ 編入される市町村の委員はその身分を失い、編入する市町村の委員は、そのまま在任する。 < 特例 > ・ 編入される市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。

一般職の職員の身分の取扱い	・引き続き新市町村の職員として身分を保有する。	・編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、編入する市町村の職員として身分を保有する。
特別職の職員の身分の取扱い	・合併関係市町村の特別職は失職する。なお、新市町村の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は新たに任命されることとなる。	・編入をする市町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は身分を失う。
条例・規則等の取扱い	・合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	・編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。
建設計画	・合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	・少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

協議第 8 号

協定項目 2 合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

合併申請については、市町村の合併の特例に関する法律の適用を受ける平成 1 7 年 3 月末日までとする。

合併の期日については、今後、協議、決定するものとする。

協定項目 2 参考資料

留 意 事 項

- 1 市町村が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出(都道府県)、総務大臣が官報に告示など、様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。
- 2 期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断し、期日を定めることが望ましい。
- 3 しかしながら現在の合併協議においては、財政的優遇措置のある「市町村の合併の特例に関する法律」の適用期限内の合併申請を前提とした期日を定めている例が多いと考えられる。

協議第 9 号

協定項目 5 新町建設計画策定方針について

新町建設計画策定方針について、次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 12 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

新町建設計画策定方針

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年 3 月 29 日法律第 6 号）第 5 条の規定に基づき、都幾川村・玉川村合併協議会において策定する新町建設計画については、次に掲げる策定方針により取り組むものとする。

1 計画の趣旨

新町建設計画は、都幾川村及び玉川村が合併し誕生する新町のまちづくりの基本方針を定め、これに基づく計画を策定し、その実現により、2 村の速やかな一体性の確立と住民福祉の向上を図るとともに、新町の均衡ある発展をめざすものである。

2 計画の内容

新町建設計画は、次の 4 項目を中心に構成するものとする。

新町のまちづくりの基本方針

新町または県が実施する新町のまちづくりの根幹となるべき事業

公共的施設の統合整備

新町の財政計画

3 計画の期間

新町建設計画期間は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 か年度とする。

4 住民意向の反映

新町建設計画の策定にあたっては、比企地域 3 町 3 村合併協議会において実施したアンケートと現在の 2 村の総合振興計画、また、平成 16 年 10 月 18 日に全戸配布した 2 村合併に関するアンケート、さらには、協議会だよりやホームページなどの広報広聴事業により、住民の声を計画の中に反映するように努めるものとする。

5 計画策定の基本的な考え方

- (1) 新町建設計画は、合併後の新町において策定することとなる新町の総合振興計画の指針となるものである。
- (2) 新町のまちづくりの基本方針の策定にあたっては、将来を見据え総合的かつ長期的視野に立つものとする。
- (3) 新町建設計画は、その実施を通じて、地域住民の生活水準・文化水準を高める役割を担うものとする。
- (4) 新町建設計画は、その実施を通じて、適正な職員体制等行政改革を推進し、組織及び運営の合理化を図れるものとする。
- (5) 新町建設計画は、単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮するものとする。
- (6) 公共的施設の統合整備については、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、さらに財政事情も考慮のうえ検討するものとする。
- (7) 新町の財政計画については、地方交付税、国や県の負担金及び補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新町においても健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。

参考資料

新町建設計画について

1 新町建設計画とは

新町建設計画は、2村の合併に際し、2村の住民や議会に対して新町の将来に関するビジョンを与え、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば新町のマスタープランとしての役割を果たすものである。

また、新町建設計画を基礎としてさまざまな財政措置が講じられることとなっている。

2 新町建設計画の内容

新町建設計画の具体的な内容は、合併協議会において2村の自主的な判断により決定されるものであるが、合併特例法第5条第1項において、計画に盛り込むべき事項が例示されている。その概要は以下のとおりである。

新町の建設の基本方針（第1号）

新町又新町を包括する県が実施する新町の建設の根幹となるべき事業に関する事項（第2号）

公共的施設の統合整備に関する事項（第3号）

新町の財政計画（第4号）

3 作成（変更）の手續

新町建設計画の作成手續については、合併特例法第5条で規定されており、フローを図示すると別紙のとおりである。

4 県知事との協議

新町建設計画については、あらかじめ県知事と協議しなければならない。

計画策定に着手後直ちに県の事業等につき協議を行い、早い段階から県と協力して、よりよい新しいまちづくりのための建設計画を策定することが必要である。

5 総務大臣及び県知事への送付

合併協議会は、合併特例法第5条第4項により、作成した新町建設計画を直ちに総務大臣及び県知事に送付することになる。

新町建設計画は通常、合併協定書の1項目として調印されるものであるが、この調印が新町建設計画の法的な要件とされているわけではなく、新町建設計画が同条第4項にいう「作成した」状態となるためには、県知事の協議を

経ればよいことになる（同条第3項）。

作成後は「直ちに」送付しなければならないので、通常は、調印式等の式典の前に、完成した新町建設計画を総務大臣及び県知事に送付することが必要である。

6 新町建設計画の変更

新町建設計画の作成は、合併協議会が行うが、変更については、合併前は合併協議会が、合併後は新町が行うこととなる。（合併特例法第5条）

手続としては、合併協議会又は新町が、県知事に協議を行い、所要の調整を経て、知事が異議のない旨の回答を行い、その後、合併協議会又は新町は作成・変更した新町建設計画を総務大臣及び知事に送付する。

これは、計画作成時以降の社会経済情勢の変化、財政状況の変化等により、計画の内容の実現が困難になったり、計画には掲げられていない新たな事業の実施が求められることがあること、また、新町に対する財政措置の中には、新町建設計画に基づく事業を対象とするものがあり、このため計画の内容を新町の状況に見合ったものとする必要があるため講じられたものである。

したがって、個別事業の計画年次の変更や予算額の変更等、計画の内容の微細な部分の変更まで本手続によることを求めているものではない。

7 新町建設計画と市町村基本構想

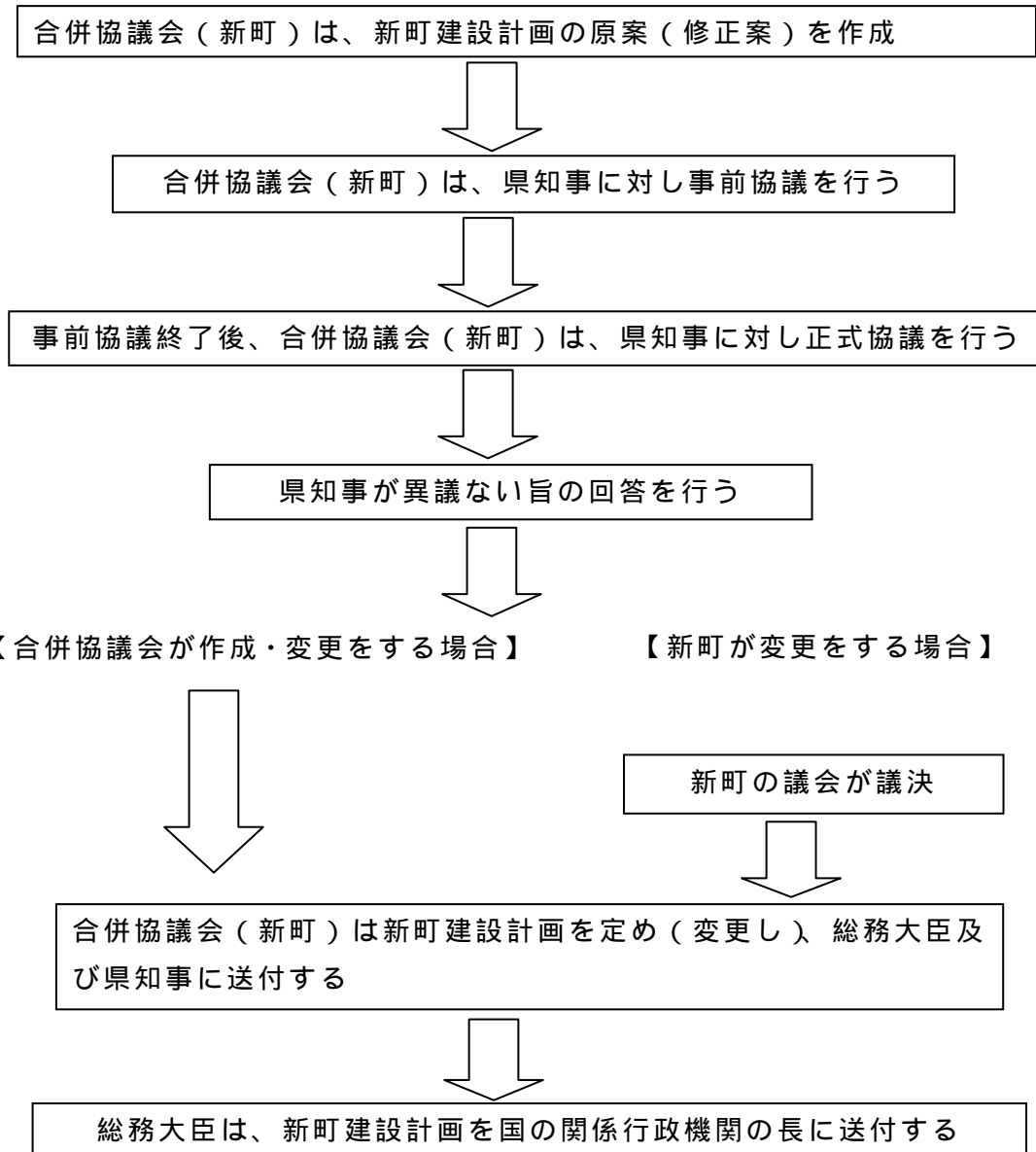
市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うよう地方自治法第2条第4項に規定している。

ここにいう基本構想やこれに基づく総合計画等については、当該地域の発展のために立てられる各種の具体的な計画の基本となるべきものでなければならないため、合併後の新町は、この基本構想の策定に着手することとなる。

一方、新町建設計画は、2村のそれぞれの基本構想を踏まえつつ、合併協議会が作成、変更するものであり、新町のマスタープランとしての役割を果たすものである。

したがって、合併後の新町が基本構想を策定するにあたっては、2村が合併をするための判断材料であった新町建設計画を尊重し、その趣旨・内容等を活かした形で審議することが適当である。

【新町建設計画作成（変更）の手続概要】



協議第 1 0 号

第 2 回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日について

第 2 回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日について、次のとおり提案する。

協議会開催日

第 2 回 平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日（水）

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

合併協議会委員

1号委員・・・村長

2号委員・・・議長及び議員

3号委員・・・助役及び教育長

4号委員・・・学識経験を有する者

会長： せきぐち さだお 関口 定男 玉川村長

	協 議 会 委 員	
	都幾川村	玉川村
1号委員	おおさわ たかし 大澤 堯	
2号委員	いわた あきお 岩田 鑑郎	まえだ のりとし 前田 典利
	たなか あきら 田中 旭	はまぞえ かずこ 浜添 和子
	おかの あきお 岡野 明夫	すぎた てつお 杉田 哲夫
3号委員	すぎた ひとし 杉田 斉	やまぐち よしへい 山口 芳平
	しみず こういち 清水 孝一	のぐち まさお 野口 昌夫
4号委員	にしざわ あきひこ 西澤 明彦	たかやなぎ ひろし 高柳 寛
	かみ まさこ 上 雅子	ばば いさお 馬場 功
	せきわ つねお 関和 常夫	むらた あさこ 村田 朝子
	やまぐち ひろし 山口 博司	ほりぐち かずとし 堀口 一敏
4号委員（共通）	のもと としひさ 野本 壽永	

合計 21名

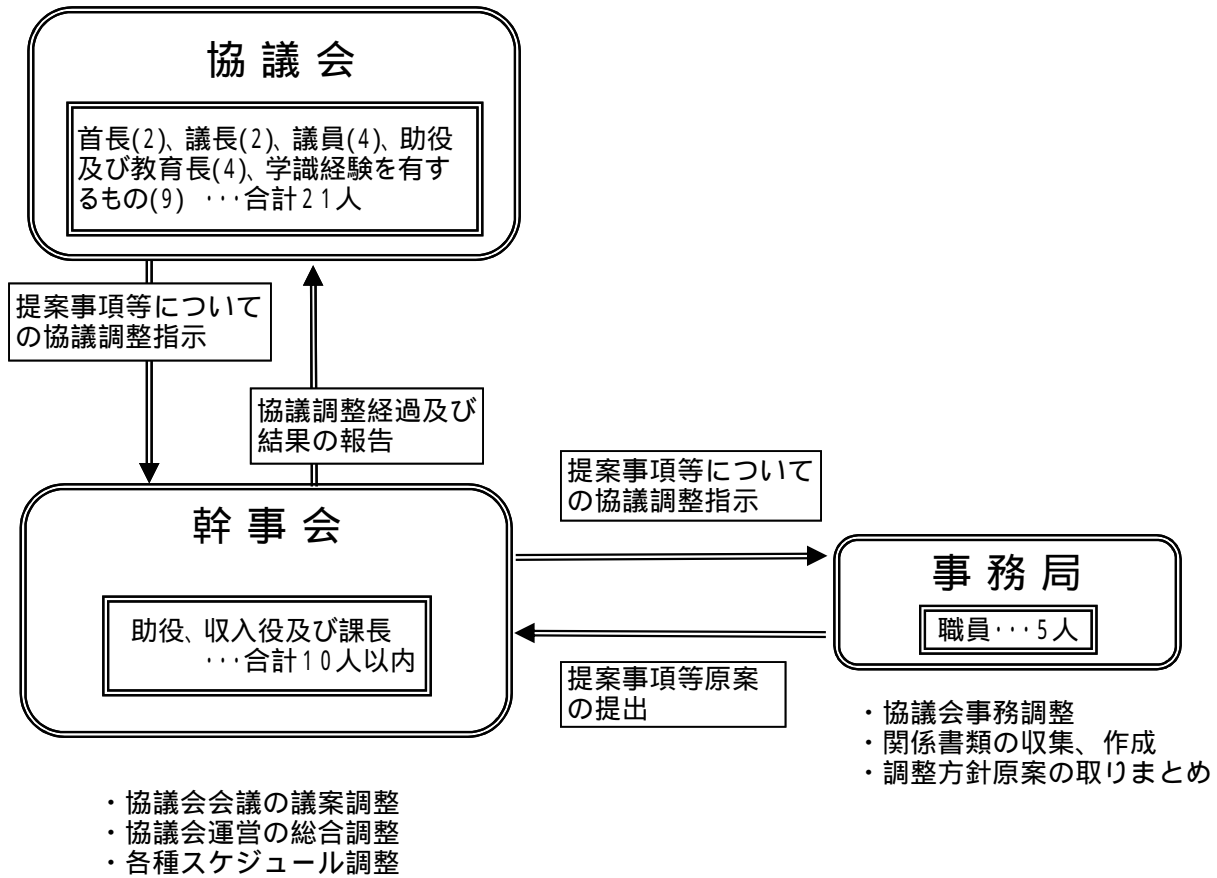
幹 事 会 名 簿

団 体 名	所 属	役 職	氏 名	備 考
都 幾 川 村		助 役	杉 田 齊	
	会 計 室	理 事 兼 会 計 室 長	山 口 文 明	
	総 務 課	課 長	峰 岸 計 彦	
	企画財政課	課 長	大 島 力	
	税 務 課	課 長	柴 崎 政 利	
玉 川 村		助 役	山 口 芳 平	
		収 入 役	保 積 馨	
	総 務 課	課 長	高 柳 太一郎	
	企 画 課	課 長	中 藤 和 重	
	福 祉 課	課 長	小 島 昇	

事 務 局 名 簿

	団 体 名	役 職	氏 名	備 考
事 務 局 長	都幾川村	理事	澁 澤 陽 平	
総 務 班	都幾川村	主査	清 水 健 治	
	玉 川 村	主事	梅 沢 宜 之	
計画調整班	玉 川 村	係長	小野田 隆	
	都幾川村	主任	荻久保 充 也	

合併協議会の組織図



第1回都幾川村・玉川村合併協議会席次表

会長	副会長
玉川村長 関口会長	都幾川村長 大澤委員

玉川村4号委員 高柳委員
玉川村4号委員 馬場委員
玉川村4号委員 村田委員
玉川村4号委員 堀口委員
玉川村2号委員 前田委員
玉川村2号委員 浜添委員
玉川村2号委員 杉田委員
玉川村3号委員 野口委員

都幾川村4号委員 西澤委員
都幾川村4号委員 上委員
都幾川村4号委員 関和委員
都幾川村4号委員 山口委員
都幾川村2号委員 岩田委員
都幾川村2号委員 田中委員
都幾川村2号委員 岡野委員
都幾川村3号委員 清水委員

司
会

事
務
局

玉川村3号委員 山口委員	共通4号委員 野本委員	都幾川村3号委員 杉田委員
-----------------	----------------	------------------

報
道

県職員

2村職員

傍聴(30名以内)